



のに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。ただし、余剰金については分配しない。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から(翌年)2月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

## 第6章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第24条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第25条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。当法人が解散により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により国に贈与する。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第26条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成32年2月末日までとする。

(設立時の役員)

第27条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事            太田浩史   棚田章弘   早坂靖広   中里芳浩



設立時代表理事 太田浩史

(設立時社員の氏名及び住所)

第28条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都文京区弥生2丁目15番13号ケアワーク弥生ビル501

設立時社員 太田浩史

住 所 東京都台東区入谷1丁目17番2号 有限会社橋本ビル802

設立時社員 棚田章弘

住 所 栃木県小山市西城南1丁目9番地17

設立時社員 早坂靖広

住 所 東京都板橋区上板橋二丁目8番19-201号 市橋ビル

設立時社員 中里芳浩

(法令の準拠)

第29条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本福祉環境整備機構設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成31年2月25日

設立時社員 太田浩史



設立時社員 棚田章弘



設立時社員 早坂靖広



設立時社員 中里芳浩

